

業務指示書

ベトナム国災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年6月12日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 笠原 健一郎 Kasahara.Kenichiro@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年6月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するものれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：治水及びコミュニティ防災に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年6月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写 5部
見積もり 正1部 写 1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第9.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び算出根拠

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0046 円, US\$1 = 97.84 円, EUR1 = 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月27日(木) 10:00～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課・第三課まで報告するものとします。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課・三課まで報告するものとします。条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第8により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/総合洪水管理計画
水文/気象・洪水氾濫解析①（クアンビン省・ゲアン省）
コミュニティ防災/防災教育

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

42.34 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月5日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の経験・能力
 - ②本件業務の実施方針
 - ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力
- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。
- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第10 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。 ○
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	6.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	8.00	
(4) プロジェクト運営・技術移転計画 (専門家、機材、研修員受入等) の妥当性	9.00	
(5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)	4.00	
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/総合洪水管理計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	9.00	7.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	4.00	3.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	5.00	4.00
ホ その他学位、資格等	3.00	2.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)	6.00	6.00
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 水文/気象・洪水氾濫解析① (クアンビン省・ゲアン省)	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: コミュニティ防災/防災教育	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (4)契約交渉
 - (7)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (4)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (4)契約交渉
 - (7)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (7)精算時戻入

【留意事項】

- ・ 契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ベトナム国（以下「ベトナム」とする）は東南アジア各国の中でも、風水害による被害が大きい国の一つである¹。特に中部地域北部沿岸部は、熱帯低気圧（台風を含む）の常襲地であり、季節風の影響とラオスとの国境に沿って続く脊梁山脈の影響が相まって豪雨が多発する地域である。このような気候・地形条件によって、当該地域は毎年のように風水害、土砂災害の被害に見舞われてきた。こうした状況を背景に、2007年にベトナム政府は我が国に対して、中部地域のうち、トゥア・ティエン・フエ省（以下、「フエ省」とする）、クアンナム省、クアンガイ省において、主に地方政府とコミュニティレベルを対象として、災害対応力を高めていく体制づくりを目的とした技術協力プロジェクトを要請し、2009年3月～2012年2月の期間で「ベトナム中部地域災害に強い社会づくりプロジェクト」を実施した（以下「フェーズ1」とする）。

フェーズ1では他地域への成果の普及を睨んで、中央政府による研修実施能力の強化や成果のフィードバックを目指す一方、防災行政の現場である地方政府及びコミュニティレベルにおける災害への対応能力の向上が大きな課題であった。主な具体的な活動としては、地方政府の災害リスクの把握・分析、リスクを踏まえた総合的な洪水管理計画策定、早期警報システム体制の改善を含む防災体制の強化、コミュニティレベルの防災能力の向上（避難計画の立案、訓練の実施等）、河岸侵食対策等を実施した。また、具体的な成果として、他地域への普及・展開も意識したコミュニティ防災（Community Based Disaster Risk Management、以下「CBDRM」とする）マニュアル、小規模・低コスト河岸侵食対策に係る施工・設計マニュアルの策定を支援した。フエ省については構造物・非構造物対策を含む統合洪水管理計画（Integrated Flood Management Plan、以下「IFMP」とする）の策定を支援し、同計画が省人民委員会で承認されるまでに至った。

フェーズ1の終了後、実施機関であった農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development、以下「MARD」とする）より、フェーズ1の3省以外の中部地域²（ゲアン省、ハティン省、クアンビン省）においても洪水被害が深刻であるため、新たに防災教育を加えたフェーズ1と同様の支援、及び、フェーズ1の対象省であったフエ省についても、技術的・予算的な課題があることを背景としてIFMPの実施に向けた継続的な支援が2011年8月に要請され、我が国政府は2012年4月に「ベトナム国災害強い社会づくりプロ

¹ EM-DAT のデータによれば、ベトナム国の2000年-2012年の風水害（土砂災害を除く）による被害は死者・行方不明者数3,678人（フィリピンに次いで第2位）、被災者数21,490,402人（フィリピン、タイに次いで第3位）、被災額約4736億円（タイに次いで第2位）となっている。

² ゲアン省では最近の10年間における風水害による死者数はGa川に堤防が築造されているにも関わらず、83人と報告されている。全国におけるゲアン省人口占有率は2.97%であるのに対し、被害額は4.60%である。ハティン省、クアンビン省における最近10年間の死者数はそれぞれ241人、149人。なお、ベトナムにおける洪水による死因については、中央や県レベルでは把握していないが、フェーズ1プロジェクト実施時に他の省でヒアリングを行った際には、主な死因としては、「洪水流に流されたことによる溺死」が挙げられている（平野部では流れが緩やかなため、洪水の中で子供が魚を捕りに行き、そこで溺死というケースも報告されている）。

ジェクトフェーズ2」(以下「本案件」とする)としてこれを採択した。

以上の要請の背景を踏まえ、機構は本案件の事前評価を行うために必要な情報収集・分析を行い、プロジェクトの内容について先方政府関係機関との協議を行い、その結果を協議議事録(Minutes of Meeting、以下「M/M」とする)として署名交換することを目的として、2012年8月及び9月に詳細計画策定調査を実施した。

詳細計画策定調査では、中央政府(MARD、天然資源環境省(Ministry of Natural Resource and Environment、以下「MONRE」とする)等)、及び新しく対象となった3省とフエ省でのヒアリングや現地調査を行い、フェーズ1と同様のニーズや課題があることが確認されると共に、中央政府レベルでの課題も明らかになった。ベトナムでは洪水災害の予防から被災時の対応及び復旧に至る一連の活動を実行するための組織体制³を定めているものの、構造物・非構造物対策を問わず、洪水管理・対策に不可欠な河川・水文情報の分析による科学的根拠に基づく対策が行われていない。また、災害リスクを低減するための構造物・非構造物対策等の様々な対策を統合的に推進する統合洪水管理(Integrated Flood Management、以下「IFM」とする)⁴が実現されていない等の課題が改めて浮き彫りとなった。本調査で確認された主な具体的な問題点は以下のとおり。

- 水文・気象の観測を担当するMONREの下部組織である国家水文気象局(National Hydro-Meteorological Service、以下「NHMS」とする)からの情報は、災害発生に関する警報メッセージとしてのみ発出され、雨量・水位・流量などのデータが一部しか公開・伝達されておらず、各種の洪水対策に有効活用されていない。
- 河川によっては上流域がラオスの領土であったり、複数の省を貫流するため、河川の基本的な情報が得られず、地上観測による河川管理・洪水予警報に十分な情報を取得出来ない。
- 地方省農業農村開発局(Department of Agriculture and Rural Development、以下「DARD」とする)の水防活動、住民の対応、避難等に必要河川情報がNHMSからの警報メッセージ等、一般的な気象警報メッセージのみを根拠としており、

³ 中央風水害対策委員会(CCFSC)が防災の中心的政策決定と災害時の活動指示を実行している。事務局は農業農村開発省(MARD)水資源総局の堤防管理および風水害対策局(DDFSC)および防災センター(DMC)が担っている。また風水害対策、堤防管理、灌漑等はMARD、水資源の管理、水位・気象観測は天然資源環境省(MONRE)が担う。

地方省では、中央と同様に省の風水害対策委員会(PCFSC)が組織され、省農業農村開発局(DARD)が事務局を務めている。地方省の下位レベルの行政機関であるDistrict(郡)人民委員会、Commune人民委員会にも風水害対策委員会が組織されている。

治水ならびに洪水・灌漑ダム、防災に係る調査、計画、設計、建設、O/M管理、災害対応にいたる一連のマネジメントは、省のDDFSC、省によっては灌漑および風水害対策部(DIFSC)がそれぞれ担当している。

中央政府が定めた“Implementation Plan for the National Strategy for Natural Disaster Prevention, Response and Mitigation to 2020”に従ってプログラムを実行するためのアクションプラン(Action Plan for Implementation of National Strategy for Natural Disaster Prevention, Response and Mitigation to 2020)が、全ての省において策定されている。

⁴ 2004年に世界気象機関(WMO)等が提唱。旧来の洪水発生後の事後的な対応に対して、流域をシステムとして捉えて、構造物・非構造物を問わず機能的に優れた手法を統合的に洪水管理に適用すること。関連する様々な部門間の情報共有や連携が求められる。

適時適切な避難計画等が講じられていない。

- 洪水リスク分析に必要な情報や技術が不足している。リスク分析結果を踏まえて、構造物対策・非構造物対策を効果的に組み合わせたIFMを実施出来ていない。特に、クアンビン省においては、行政が洪水対策に関する計画立案を行った経験がなく、他省に比して省全体の洪水対策が不十分である。
- 洪水時のダム操作規則がなく、適切なゲート操作ができておらず、洪水調節の事後評価も行われていない。
- 堤防維持管理において、堤防前面の河岸侵食を未然に防ぐための河床計測、現存する堤防の強度維持のための点検などの技術・経験が不足している。
- 特にハティン省、クアンビン省においては、急峻な地形によりフラッシュフラッドによる河岸侵食が発生し、人家や道路に深刻な被害をもたらしているものの、具体的な対策が講じられていない。
- ゲアン省のCa川下流左岸地域は堤防が整備されており、近年は洪水による被害を受けていないことから、住民の意識の中に洪水に対しては安全であるとの過信があり、これまでに経験のない大規模洪水が発生する可能性に対する認識がない。
- 対象地方省では経験値に基づくCBDRMが実施されているが、科学的根拠に基づくリスクの分析を踏まえた洪水ハザードマップや防災対策計画が策定されていない。
- 子供に対する防災教育について、中央政府・地方政府ともに重要と認識している一方で、対象地方省においてはほとんど実施されていない。

本案件は、以上の課題を解決することを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2

(2) 対象地域

ハノイ市および中部地域4省（ゲアン省、ハティン省、クアンビン省、フエ省）

(3) 上位目標

洪水災害の防止・軽減・緊急対応にかかわる対応能力が、統合洪水管理体制の下で強化される。

(4) プロジェクト目標・指標

対象省と中央政府で、統合洪水管理（IFM）の計画・実施能力が強化される。

（指標）

1. IFM(とりわけ河川管理)に向けた法制度整備に関する検討が中央政府内で開始される。
2. 洪水予警報の質向上のための合同アクションプラン(活動1-4で策定されたもの)が中央

政府と対象省で実施される。

3. MARD・MONRE 間のリアルタイム河川情報の共有頻度と精度が増加・向上する。

4. 対象省および中央政府が、IFM 実施に向けた予算措置の検討を開始する。

(5) 期待される成果・指標

成果1：中央レベル（MARD、DWR）で、統合洪水管理の連携体制が強化される。

（指標）

1-1. 活動 1-4 で策定した洪水予警報の質向上のための合同アクションプランが中央政府で参考文書として認められる。

1-2. 成果 2～5 を踏まえた成果インベントリー、IFMP 推進マニュアルが作成される。

成果2：クアンビン省で、IFMP策定能力が強化される。

（指標）

2-1. 対象 2 流域で策定された IFMP がクアンビン省内で承認される

2-2. IFMP の計画策定プロセスを十分理解する DARD スタッフの数(XX 名)

成果3：ゲアン省・ハティン省でDARDの洪水リスク分析能力が強化される。

（指標）

3-1. 洪水リスク分析を独自に実施できる DARD スタッフの数がゲアン省で xx 名、ハティン省で XX 名になる。

成果4：対象4省で構造物による洪水対策が強化される。

（指標）

4-1. ハティン省、クアンビン省で構造物洪水対策により保護された面積が XX ヘクタールから XX ヘクタールになる。

4-2. 開発されたマニュアル(クアンビン省ダム操作とゲアン省堤防点検)が中央政府により承認される。

4-3. フェ省で提言された IFMP 実施に向けた予算計画と体制整備が開始される。

成果5：対象4省で非構造物による洪水対策が強化される。

（指標）

5-1. 育成された CBDRM トレーナーの数が XX 名となる。

5-2. CBDRM ガイドラインを使用した CBDRM 活動が XX 回行われる。

5-3. 開発された教材を用いて対象 4 省の各 XX 校の学校において教師及び児童が訓練される。

(6) 活動

1 中央レベル

1-1 MARD/DARDおよび関連機関（MONRE/DONRE、NHMS、CCFSC等）にまたがる洪水管理・防災関係業務の課題分析に資するベースライン調査を実施する。

1-2 活動1-1の調査結果に基づき、IFMを実施するための組織体制（中央・地方および各省・コミューン）、関係行政機関の役割を明確化する。

- 1-3 成果2～5を目標に実施された地方省での活動を通じ、IFM実施上の課題を整理し、MARDに集約し、成果インベントリー、IFM推進マニュアルとして取りまとめる。
- 1-4 MARD・MONRE間で、洪水予警報の質向上のための河川情報の観測・収集および洪水予測への活用に関する合同アクションプランを策定する。
- 1-5 IFM(特に河川管理)に向けた法制度整備に関して検討する。

2 クアンビン省

- 2-1 関連する基礎情報(地形、地質、水文、気象、洪水被害等)を収集して、流出・氾濫解析を実施する。
- 2-2 複数シナリオの洪水ハザードマッピングに基づく洪水災害インパクト分析を実施する。
- 2-3 洪水災害インパクト分析結果を基に構造物対策、非構造物対策から成る統合洪水管理計画を策定する。

3 ゲアン省・ハティン省

- 3-1 関連する基礎情報(地形、地質、水文、気象、洪水被害等)を収集して、流出・氾濫解析を実施する。
- 3-2 複数シナリオの洪水ハザードマッピングに基づく洪水災害インパクト分析を実施する。
- 3-3 ゲアン省(Ca川)で、衛星情報等を用いた洪水予測のためのOJTを実施する。

4 対象各省

- 4-1 ハティン省とクアンビン省で、河岸保護対策(低コスト護岸等)を実施する。
- 4-2 クアンビン省で既存の貯水池(5つ)の有効活用のための操作マニュアルを策定する。
- 4-3 ゲアン省において堤防点検マニュアルを作成する。
- 4-4 ゲアン省で河床形状測定のためのOJTを実施する。
- 4-5 フェ省で、IFMP実施に向けた問題点・課題を整理し、実施のための予算・体制整備の計画を策定する。

5 対象各省

- 5-1 選定コミューン内で、コミュニティ防災活動(CBDRM)を実施する。
- 5-2 活動5-1のCBDRM活動と連動する形で防災教育活動を実施する。

(7) カウンターパート(Counter Part、以下「C/P」とする)機関
(責任機関)

MARD

(実施機関)

MARD 水資源局 (Department of Water Resource、以下「DWR」とする)

(共同実施機関)

ゲアン省、ハティン省、クアンビン省、フエ省

(協力機関)

MONRE気象水文気候変動局 (Department of Meteorology, Hydrology and Climate Change、以下「DMHCC」とする)

MONRE NHMS

3. 業務の目的

本案件では、ベトナム中部地域と中央政府を対象に、中央レベル (MARDとMONRE) でのIFMの連携体制の強化、クアンビン省でのIFMP策定能力の強化、ゲアン省・ハティン省で農業農村開発局 (Department of Agriculture and Rural Development、以下「DARD」とする) の洪水リスク分析能力強化、対象地方省4省で構造物による洪水対策の強化、非構造物による洪水対策の強化を通じて、中央政府と対象地方省で、IFMPの策定・実施能力が強化され、ひいてはベトナムの洪水による被害の予防・軽減に資することを目的とするものである。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、2013年4月23日に署名された討議議事録(R/D)及び協議議事録(M/M)に基づき実施されるものであり、コンサルタントは、「7.成果品等」を念頭に、「3.業務の目的」を達成するために、「6.業務の内容」に示す事項を「5.業務上の留意点」に留意しつつ実施するものとする。
- (2) コンサルタントは本業務を通じて上記2.(7)に記載のC/Pへの技術移転を行う。
- (3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7.成果品等」に示す報告書等を作成し、ベトナム側に説明・協議の上、提出する。内容については、ベトナム側に正式に提出する前に機構の承認を得る。

5. 業務上の留意点

- (1) プロジェクト成果の展開を念頭に置いた活動計画

本案件は上位目標として、「洪水災害の防止・軽減・緊急対応にかかわる対応能力が、統合洪水管理体制の下で強化される」ことを目指し、指標として「IFMに向けた法制度整備が中央政府内で着手される」ことを挙げており、ベトナム内にIFMが制度面から浸透していくことを想定している。制度面で浸透するためには、本案件の地方省での活動において、IFMの推進が有効であることを示すことが重要であり、将来他

の地域に IFM を展開していく上で、効果的であると考えられる。この点を留意の上、地方省での活動にあたっては、プロジェクト終了後対象内で自立的な活動がなされることのみならず、同様の課題を抱える他の地域にも成果が展開されていくよう、人的・予算的なキャパシティに留意して、投入量（人員・予算等）、プロジェクト対象省における活動計画を検討すること。

(2) 機構が別途派遣する専門家との協力

本案件では、コンサルタントに加え、機構が省庁から推薦を受けた長期専門家 2 名、長期専門家（業務調整員）1 名、短期専門家（年間 2 名程度）の派遣を予定している。長期専門家はハノイ市とクアンビン省に在勤し、ハノイ市では MARD、クアンビン省では DARD に配置する予定である。長期及び短期の専門家の業務は、それぞれ以下を想定しており、コンサルタントは、特に省庁推薦の長期専門家からの助言を十分に活用するとともに、プロジェクトチームとして、プロジェクトの目標達成と効果発現に向けて、これら長期専門家・短期専門家と密接な連携・協力を心がけること。

① ハノイ市駐在の長期専門家（総括/防災政策）

- イ) プロジェクト全体総括・全体工程管理
- ロ) 成果 1 に係る活動
- ハ) その他、全体活動における技術的助言

② クアンビン省駐在の長期専門家（統合洪水管理）

- イ) 成果 2、成果 4・成果 5 のうちクアンビン省及びフエ省に係る活動
- ロ) その他、全体活動における技術的助言

③ ハノイ市駐在の業務調整専門家

- イ) プロジェクト運営のうち主に長期専門家の活動に係る事務手続き
- ロ) 長期専門家に係る予算管理

④ 人工衛星による洪水予測のための短期専門家

- イ) 活動 3-3 に関する活動

⑤ 防災教育のための短期専門家

- イ) 活動 5-2 に関する活動

(3) フェーズ 1 成果の最大限の活用

フェーズ 1 では、フエ省において IFMP を策定し、その他に河岸侵食ガイドライン、CBDRM マニュアルを策定した。本案件においても、クアンビン省において IFMP の

策定、ハティン省・クアンビン省における河岸侵食対策、対象省における CBDRM を予定しているため、フェーズ 1 の教訓・好事例・成果を十分に活用・共有できるよう、活動計画を策定すること。

(4) 地方省の活動成果の総括

本案件での活動は、大きく中央政府における活動と地方省における活動に分類され、地方省での活動は直接的には地方省の関連機関に裨益することを想定している。一方で全ての活動は成果 1 での活動を通じて、中央政府に集約されることを計画しており、本案件の終盤では成果 1 の活動の中で、地方省における活動が総括される必要がある。このため、地方省における全ての活動を中央において総括することを勧告した活動計画を検討すること。

(5) MARD 及び MONRE の連携強化

本案件の成果 1 の成否は IFM の推進に向けた中央政府レベルでの MARD・MONRE 間の連携強化に拠るところが大きい。DMHCC は MONRE 内で水文・気象情報観測所の設置計画や政策策定を司る部署であり、気象水文観測と洪水予測・予警報発信は NHMS が行う。NHMS からの雨量、河川水位、河川流量に関する情報は一日 2~12 回の頻度で CCFSC(MARD が事務局)に共有されているが、観測地点の数が不足しているほか、情報収集・伝達が依然として観測員によるマニュアル方式に頼っているなど、河川情報はリアルタイム性・質・量ともに不足していることが詳細計画策定調査で明らかになった。改善にあたっては、CCFSC の機能や協議で設置が合意されたテクニカルワーキンググループ等も活用しつつ、河川情報の観測体制（観測所の設置計画を含む）のあり方や洪水予報・警報まで一貫した改善に向けた取り組みを支援し、連携強化するための合同アクションプランの策定が求められる。

なお、成果 1 に係る本活動については、ハノイ市駐在の長期専門家に一義的には委ねられているものの、地方省における活動については、常に関係機関（DARD や DONRE 等）の連携を意識し、情報共有を促すこと。

(6) 他援助機関との連携

ベトナムの防災分野においては多くのドナーや NGO が活動を行っている。特に以下に記載する機関の活動については、本案件との関係が強いため、実施に際しては、恒常的な情報収集を心がけ、使用できるリソースなどは積極的に利用し、効率的なプロジェクト運営を行うこと。また、本案件の活動内容についても多くのドナーや NGO に対して発信を行うこと。

① 世界銀行

Natural Disaster Risk Management Project (以下、「NDRMP」とする)

(2005-2013) およびその後継案件として Managing Natural Hazards Project(以下、「MNHP」とする) (2012-2019) が挙げられる⁵。MNHP は総額約 16.7 百万ドルで、中部地域の 10 省を対象に関連機関の組織能力強化や洪水対策のための構造物・非構造物対策を予定している。MNHP では、中部地域の 10 省（フエ省を除く本案件の対象 3 省を含む）を対象とし、2013 年～2019 年の期間に関係機関の防災対応能力向上、水文気象観測ネットワークの強化、CBDRM、構造物対策等の活動が盛り込まれている。構造物対策では、総額約 10.4 百万ドル（総事業費の 6 割強を占める）の予算が見込まれており、すでに本案件の対象地域であるゲアン省、ハティン省の一部地域がパイロット地域として選定されていることを始め、中央政府レベルにおける MARD・MONRE 間の連携強化と河川管理への災害リスク管理 (DRM) 導入や NHMS を対象とする水文気象観測のモニタリングやネットワーク強化が含まれる。

② UNDP

国内の全コミューン（2000 コミューン）を対象にしたリスクアセスメントマップの作成や中部地域のコミューンレベルで CBDRM の活動を実施するほか、防災法策定支援や災害リスク軽減 (DRR) /気候変動適応 (CCA) プラットフォームの設立等を行っている。中央レベルでは防災法策定に係る技術的な助言やコメントを提供している他、CBDRM に係る活動をゲアン省・ハティン省を含む 7 省にて実施予定である。この他、防災・気候変動分野でのドナー協調の一環として、防災管理ワーキンググループ (DMWG) や気候変動ワーキンググループ (CCWG) 等ドナー間協調に係る活動を実施している。

③ 赤十字

トレーナー育成を実施しており、MARD の防災センター (Disaster Management Center、以下「DMC」とする) と協力して 2020 年までに国内の全コミューンでの活動を計画中である。

④ その他

防災教育に関しては、国際連合児童基金 (UNICEF) や国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) による協力実績 (CBDRM テンプレートの作成やモデルスクールにおける教材作成等) が挙げられる。

(7) C/P の能力開発への支援

本業務は、ベトナム側C/Pの能力開発、及びそれを通じた実施機関の組織強化のために実施するものであることから、「6.業務の内容」に記載された現地作業を実施す

⁵ なお、先行する NDRMP が 4 つのコンポーネントから成り立っていたのに対し、後続の MNHP は 5 つのコンポーネントで構成されていることから、通称“WB5”プロジェクトと呼ばれる。

るにあたっては、会議の開催やアレンジをC/Pに行ってもらう等、主体性を持たせた上で、共同実施しながら技術指導を図るとともに、プロジェクト終了後にはC/Pが自立して本案件の活動を実施できるよう指導を行うこと。

(8) 供与機材の操作性・汎用性

コンサルタントは、本案件を通じて供与する機材の選定にあたって、プロジェクト終了後の維持管理・更新ができるだけ容易な機種（構造が簡単で故障が発生しにくいもの、修理が容易なもの、現地に代理店が存在するもの、スペアパーツの調達がしやすいもの等）を選定することとし、機材の維持管理方法・手順についてC/Pに十分指導すること。また、洪水氾濫解析に使用するソフトウェアについては、汎用性があり、可能な限りオープンソースで無料あるいは低コスト（購入費用＋維持コスト）のソフトウェアを調査し、他の省における使用状況も確認し、C/P および機構の同意を得て選定すること。

(9) 各地方省における活動の際の地域住民の参加

成果 4、5 の活動においては、地域住民の参加が重要となる。防災プロジェクトについては、人命・経済損失を抑えることが究極の目的であり、可能な限り多くの住民参加、年代や性別、所得等に関する公平性の確保が重要となる。また、多くの地域住民が季節的に繁忙期の集中する農業に従事していることが想定されるため、本案件で予定している CBDRM や防災教育活動に参加しやすいよう、実施の時期や時間などに十分留意すること。

(10) PDM 指標のターゲット値の決定

詳細計画策定調査では、PDM 指標のターゲット値（成果 2～5）の一部が今後の検討事項とされた。ターゲット値が確定していない箇所は C/P とも協議の上、成果 2、3、5 の指標については、6.(5)のベースライン調査実施後（プロジェクト開始から 3 ヶ月以内を目安とする）までに JICA と協議した上で、JCC の場において確定すること。なお成果 4 の指標についても、同時期までに確定することが望ましいものの、活動実施時期についてはプロポーザルにおいて提案することになっていることから、本留意事項の対象から外すこととする。

(11) フェ省における活動

フェ省からは、フェーズ 1 で策定を支援した IFMP（省人民委員会でも承認済み）実現と、ダム操作の技術指導にかかる強い要望があったことから、本案件では、予算確保（自己資金や外部資金等）に向けた活動計画の検討や複数ダム操作技術の向上のための指導など、IFMP の事業化に向けた柔軟な支援・指導を行うこと。なお、複数ダムの統合操作については、フェーズ 1 において作成して IFMP の中で一番有

効な洪水対策として挙げられているため、フエ省からの要望が強いものの、詳細計画策定調査の現地踏査時に確認した時点において、ダム水位観測が目視によるものであったり、定期的な実施できていない状況であったりすることを鑑みると、まずは水位観測などの体制整備あるいは自動水位観測装置などの機材の投入や基本的な技術の確立が先と考えられる。このため、フエ省に対しては、現状のダム管理の状況を把握し、複数のダムを統合的に操作するために必要な体制・機材・技術について検討し、段階的に取り組むべき事項について提言を行うこと。

(12) 各地方省間の情報共有

本案件においては、パイロット省として4つの地方省が関与する。そのうちフエ省については、フェーズ1でも主な協力対象省として、国土交通省推薦の長期専門家が派遣されており、IFMP 策定のノウハウの蓄積されている。今回新たに対象とする地方省に対しても、IFMP の策定等を実施する予定であり、知見を共有することはベトナム国の自立発展性の観点から有意義である。このため、本案件実施に際しては、フエ省から他の地方省はもちろんのこと、各地方省間の情報共有にも配慮し、機会の提供を行うこと。また、フエ省 C/P については、活動 2-1~3、3-1~3、4-1~2、5-1~2 に関与させ、フェーズ1での経験を他省に共有する機会を設けること。

(13) パイロットコミュニティの選定方法

CBDRM・防災教育実施に際し、各対象省より1パイロットコミュニティを選定する。コミュニティの選定は、洪水及び土砂災害等による災害により被害を受けている地域で、かつ、省内で将来的にCBDRMを展開するモデルとなるための実施体制を持つコミュニティが望ましい。なお、世銀、UNDP、赤十字やNGOの支援によるCBDRM活動との重複がないように配慮すること。

(14) 国内会議及び現地会議

コンサルタントは、本案件に関連し開催される以下の国内会議及び現地会議への出席、会議資料及び議事録の作成、提出を機構の指示に従い行うものとする。

- ① 本邦及び現地におけるインセプションレポートの説明・協議
- ② 各年次に提出するプロジェクト事業進捗報告書または年次業務完了報告書に基づく機構担当部への進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の検討
- ③ 毎年度当初、当該年度第1次現地派遣開始前における機構担当部への当該年度実施計画の説明
- ④ 現地で開催するプロジェクト合同調整委員会（Joint Coordinate Committee、以下「JCC」とする）、ステアリングコミッティーにおけるプロジェクト進捗報告及

び次年度計画の説明

(15) NHMS を対象に実施予定の技プロとの連携

本案件の対象省であるゲアン省に対し、現在実施中の我が国の無償資金協力「北部ベトナムにおける雨量観測と洪水早期警報システム構築計画(2010年～2014年)」を通じ気象レーダー及び自動気象観測装置、雨量計の設置がなされる予定であり、同無償資金協力の効果最大化のために、NHMS を対象とした技術協力「気象観測能力向上プロジェクト(仮称)」(以下、「気象技プロ」とする)が採択されており、2013年度中に詳細計画調査を実施予定である。本案件実施にあたっては、気象技プロとの連携を通じて、相乗効果の発現に努めること。

(16) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をベトナム及び我が国の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めること。なお、プロポーザルにおいて具体的な広報活動内容を提案すること。

(17) 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

貧困層は、経済的な理由から急傾斜地及びその周辺や河川敷など災害リスクの高い地域に居住せざるを得ない場合が多く、自然災害に被災しやすい。また、性別、年齢(高齢者、子供を含む)、障害の有無などによって、被災のリスクやパターンが異なることに留意が必要である。

このため、本案件の実施にあたっては、コミュニティ内の構成員間で異なる被災リスクと支援ニーズに配慮した活動を実施するとともに、そのような配慮の必要性について、相手国防災関係者に充分説明し理解促進を図る。また、防災ワークショップや避難訓練などへの災害弱者の参加を促進し、女性、男性それぞれに行き渡るような活動を実施する。

6. 業務の内容

ベトナム側と合意したPDMIに沿って、想定する業務内容を次のとおり記載する。

<第1年次契約：2013年8月下旬から2015年7月下旬まで>

(1) 既存資料・情報の収集・整理及び検討

詳細計画策定調査にて収集した関連資料等の内容を分析すると共に、現地活動での作業内容、重点項目を把握する。また、計画策定において必要となるデータ類等を整理し、現地で追加収集する必要があるものを抽出する。

(2) プロジェクトの基本方針・内容・方法の検討

プロジェクト全体計画の策定に必要な報告書、データ類やその精度を整理し、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程、対象区域を検討し、現地活動における作業計画・手法の詳細を検討する。

(3) インセプション (IC/R) 及び技術移転計画の作成

「7. 成果品等」に従い、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程、対象区域、および現地活動における活動計画、手法を明示した IC/R を取りまとめる。IC/R の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ詳細な記述を行い、各業務の目的は何か、他の業務とどのように関わってくるか、C/P が果たす役割は何か、C/P の業務量はどの程度か等について C/P 側が具体的にイメージを持つことができるよう配慮する。

更に、プロジェクトの実施を通じてベトナム側に技術移転を行う分野、項目、内容、方法、期間について取りまとめた技術移転計画を作成する。

また、和文及び英文にて、プロジェクトの概要を伝える資料 (JICA プロジェクトブリーフノート) を作成する。仕様は以下の通り。

<JICA プロジェクトブリーフノート仕様>

第1年次からプロジェクト終了時までの活動の進捗状況に沿って作成する。プロジェクト終了時のものは先方政府ならびに JCC への説明および内容に関する協議を行い、協議結果を踏まえ JICA プロジェクトブリーフノートを修正する。なお、JICA プロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は以下の通りとする。

(ア) JICA プロジェクトブリーフノートの基本コンセプト

- ・ プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする (プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓)
- ・ プロジェクトの最初から1年毎に内容を更新し (第1年次～最終)、プロジェクト終了時は最終結果までを含むようにする。
- ・ 図表を多く取り入れて分かりやすくする
- ・ カラーにして見た目にも美しくする
- ・ 日本語、英語の両方で作成

(イ) 和文・英文共に A4 版 8 枚程度とし (第1年次のものについては適宜分量を減らす)、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。

(ウ) 項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の4段落の構成とする (最後にプロジェクト実施期間を明記)。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。1ページ目はタイ

トル（タイトルの左下に JICA のロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は 2 段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、タイトル上の「JICA プロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は MS 明朝で大きさは 10.5、日本語本文中の英語は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。

英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。

(エ) その他、詳細に関しては特に規定しない。

(オ) 「JICA プロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図等を利用してプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する（詳細は自由）。

(4) IC/R の提出・説明・協議、ワークショップの開催

IC/R をベトナム側に提示し、説明および協議を行い、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程、対象区域、および現地活動における作業計画、手法、ベトナム側便宜供与、C/P 技術者の配置、JCC 設置状況等（特に詳細計画策定調査時や R/D 締結時に双方確認合意した事項）について、現地にて確認し必要事項につき合意を得る。

なお、IC/R 説明に際しては、パソコンや視聴覚機材を活用する等、図表を主体にした簡潔かつ明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を得られるよう工夫すること。また、協議結果は議事録として取りまとめること（以降の説明、協議においても同様）。

(5) ベースライン調査の実施

本案件に関するすべての活動の基礎情報となるベースライン調査を実施する。基本的な事項については詳細計画策定調査で確認しているものの、細かい事項（特に C/P の能力等）は調査しきれていないことから、ベースライン調査では、各地方省における基本情報（人口、土地面積、河川情報、対象河川の流域の居住状況等）に加え、各行政機関（MARD、MONRE、各地方省 DARD、DONRE 等）に対するキャパシティアセスメントを実施する。キャパシティアセスメント実施において、対象とする範囲・確認項目、手法について提案すること。なお、実際の調査にあたっては、現地再

委託を認める。

調査の終了後、結果を機構に報告すると共に、5. (10)に記載したとおり PDM の指標を、プロジェクト開始後 3 ヶ月以内を目安に決定する。

<成果 1 に関する業務>

「中央レベル (MARD、DWR) で統合洪水管理の連携体制が強化される」

成果 1 に関する業務については、ハノイ市配置予定の長期専門家 (総括/防災政策) 主導の下、意見交換しつつ協力して実施する。

なお、成果 1 に関する以下に記載の事項については、ハノイ市駐在予定の長期専門家に関する業務内容を記載しており、現時点で想定しているコンサルタントチームへの発注業務は、以下の(6)~(10)のうち、主に情報収集及び資料作成に係る業務を想定する。なお、関係機関との定期的な協議等については、長期専門家とも意見交換の上、必要な会議に出席する。

(6) 洪水管理・防災関係業務に関する情報収集

MARD/DARD 及び関連機関 (MONRE/DONRE、NHMS、CCFSC 等) に跨る洪水管理・防災関係業務の課題分析に資する (活動 1-1) のための実態調査を行う。その実態調査の結果については、関係機関関連図を作成しプロGRESSレポートの中に纏める。また、関連図を纏めた上で、現状の問題点・課題を抽出し、C/P と認識を共有する。

(7) IFM を実施するための組織体制、関係行政機関の役割の明確化

6.(6)の結果に基づき、IFM に適した組織体制について C/P と協議を行う。本協議については、関係機関 (MARD (DWR、DMC)、MONRE (DHMCC、NHMS) 等) を一堂に集めて協議することが重要になるため、その点留意すること。また、継続的な協議を踏まえて、関係機関の役割分担の明確化を行う。

(8) プロジェクト成果のモニタリング

成果インベントリー・IFMP 推進マニュアル作成のために、成果 2~5 の各活動のモニタリングを行う (活動 1-3)。プロジェクトサイトが 4 つの地方省とハノイ市と、分かれてしまうため、定期的な情報共有の場を設け、プロジェクトの進捗、成果確認を C/P と共に行うこと。

(9) 洪水予警報の質向上のための河川関連情報の収集

洪水予警報の質向上のための河川情報の観測・収集・伝達体制及び洪水予測への活用に関する合同アクションプランを MARD・MONRE 間で策定 (活動 1-4) するため

の、現状調査・情報収集を行い、問題点と課題の抽出を行う。その結果を踏まえて、効率的な活用システムの検討を行う。効率的な活用システムの検討においては、C/P や関係機関が自発的にその必要性に気が付くことが望ましく、一方的な活用システムの提示ではなく、C/P の意見や考えを反映するよう、十分に留意すること。

(10) IFM に関連する法制度整備に向けた情報の収集

IFM のための法制度整備の検討に向けた既存の治水に関する資料の収集・現状分析を行う（活動 1-5）。具体的には既存、もしくは制定中の法律や制度等について関係機関を通じて情報収集を行い、現状を把握し、問題分析を行う。

<成果 2 に関する業務>

「クアンビン省で、IFMP 策定能力が強化される」

成果 2 に関する業務については、クアンビン省配置予定の長期専門家主導の下、協力して実施する。

(11) IFMP 策定のための基礎情報の収集と流出・氾濫解析の実施（活動 2-1）

洪水流出・氾濫分析を実施するために、関連する基礎情報（地形、地質、水文、気象、洪水被害等）を収集する。クアンビン省における洪水の実態を考慮して、主要な河川流域における流出モデルを構築する。水文情報から洪水流出の規模と生起確率の関係を整理する。災害の発生頻度、洪水対策の現状、現実的な各種対策の目標となる洪水規模などを総合的に考慮して、複数の流出・氾濫シナリオの設定を行う（小規模・高頻度、中規模・中頻度、大規模・小頻度の 3 シナリオを基本とし、地域の特性に即して破堤や崩壊などの起こりうるイベントを取り入れたシナリオを追加）。各シナリオに基づき、洪水氾濫シミュレーションを実施する。必要に応じて、収集した情報の修正（地盤標高の現地計測による修正など）やキャリブレーションを行い、シミュレーション精度の向上を図る。なお、シミュレーションの実施にあたっては、5.(8)に記載のとおり、投入する機材やソフトウェアに留意すること。地盤標高の現地計測にあたっては、汎用の GPS 機器を用いることが望ましい。

(12) 洪水ハザードマップの作成と洪水災害インパクト分析

複数シナリオの洪水ハザードマップを作成する。対象地域の人口、家屋、病院、学校、公共施設、道路、水道・電力などのライフライン、その他の被災対象の分布を調査し、脆弱性マップを作成する。ハザードマップおよび脆弱性マップから、洪水災害インパクト分析を実施する（活動 2-2）。これらのマッピング作業にあたっては、5.(7)に記載のとおり、自立発展性を重視し、C/P の再現性を確保しつつ実施すること。

(13) クアンビン省における IFMP の策定・承認

各シナリオの洪水災害インパクト分析結果を基に、生起確率ごとの被害想定（氾濫面積、被害家屋・施設数、被災者数、計算可能であれば被害額等）、および年平均被害を算出する。各種の構造的対策、非構造的対策のオプションを検討し、必要投資額と減災効果を算定する。これらの情報をもとに、地域の発展計画や経済力などを総合的に勘案して、最適な組み合わせの構造物対策、非構造物対策からなる IFMP を策定する（活動 2-3）。策定にあたっては、フェーズ 1 の中でフェエ省において策定した IFMP を参考にしつつ、策定の手順・留意する点などについて、プロポーザル内で提案すること。なお、クアンビン省内での承認プロセスも考慮して、活動を計画すること。

<成果 3 に関する業務>

「ゲアン省・ハティン省で DARD の洪水リスク分析能力が強化される」

(14) 流出・氾濫解析実施のための基礎情報の収集

6.(11)に記載したクアンビン省での手順・留意点に準拠し、ゲアン省・ハティン省において流出・氾濫解析のための基礎情報を収集する。

(15) ゲアン省（Ca 川）における衛星情報等を用いた洪水予測

Ca 川は国際河川であり、上流域の水文情報は入手が困難である。このため、GSMap などの衛星観測による雨量情報を用いた洪水予測を行うための技術を提供する。使用するソフトウェアは ICHARM が開発した IFAS を想定している。コンサルタントは、ゲアン省の洪水管理組織と協議し、IFAS の機材・ソフトの導入、運用のための訓練、洪水予測のための流出モデルの構築、常時（自動）洪水予測計算、実測データによるパラメータの修正、等を含む OJT をゲアン省 C/P に対して実施する。最終的には、衛星情報等を用いた洪水予測がゲアン省 C/P によってスムーズに実施できることを確認する（活動 3-3）。なお、実施に際しては機構から派遣予定の短期専門家との連携を考慮すること。

<成果 4 に関する業務>

「対象 4 省で構造物による洪水対策が強化される」

成果 4 の活動については、6.(20)以外は第一次契約期間内で実施を完了するものとし、それぞれの実施時期については、プロポーザル内で提案すること。

また、クアンビン省における活動については、クアンビン省駐在予定の長期専門家主導の下、共同で行うこと。

(16) ハティン省・クアンビン省における河岸保護対策

5.(3)に記載のとおり、フェーズ 1 で策定した河岸侵食ガイドラインを用いつつ、ハティン省・クアンビン省において、一か所ずつサイトを選定し、河岸侵食対策工事

(1 箇所あたり 10,000 千円程度を想定) を実施する (活動 4-1)。実際の施工については、現地再委託を認める。なお、場所の選定は、DARD との協議結果、住民の居住状況や過去の災害履歴等を勘案し、機構に対して選定理由を事前に説明し、決定することとする。

(17) クアンビン省における洪水対応のための貯水池の操作マニュアルの策定

クアンビン省に存在する 5 つの貯水池に関する基礎情報収集 (現在の活用方法、洪水時の対応方法等) を行い、その収集を基に洪水時における貯水池の有効活用のための操作マニュアルを C/P と協議の上、策定する (活動 4-2)。

(18) ゲアン省における堤防点検マニュアルの策定

ゲアン省の Ca 川にある堤防に対する基礎情報 (施工年、質、管理体制、堤防周辺地域の状況等) を収集し、点検のためのマニュアルを C/P と協議の上、策定する (活動 4-3)。策定にあたっては、5.(7) に記載のとおり、自立性・再現性を考慮すること。

(19) ゲアン省における河床形状測定のための OJT 実施

河岸侵食箇所周辺の河道断面計測技術指導のため、河床形状測定器具の取り扱いに係る訓練を実施し、測定場所の選定を行い、河床断面の測定実施訓練を実施する (活動 4-4)。本活動の実施に際しては、5.(7)、(8) に記載のとおり、自立性と投入する機材に留意すること。

(20) フェ省における IFMP 実施に向けた課題の整理

5.(11) に記載のとおり、フェーズ 1 でフェ省において策定した IFMP の現状 (計画のレビュー、計画の実施状況) を確認し、計画の実施促進に向けた課題の整理を行い、予算・体制整備の計画策定を行う (活動 4-5)。また、洪水時における現存の複数のダム操作についても、現状 (水位観測体制や現状の操作マニュアル等) の確認を行い、提言を行う。

<成果 5 に関する業務>

「対象 4 省で非構造物による洪水対策が強化される」

(21) 対象 4 省におけるコミュニティ防災の実施

対象 4 省において、それぞれ 1 つのコミュニティを関係者 (省人民委員会・DARD 等) との協議の下、選定し、そのコミュニティにおける基礎情報 (人口 (年齢・性別)、世帯数、家族構成、既往災害、災害頻度、被害状況等) を収集する。その収集した情報に基づき、CBDRM 実施計画を C/P と共同で策定し、関係者を集めたワークショップを開催する。なお、CBDRM の具体的な活動方法・活動内容については、プロポー

ザル内で提案すること（活動 5-1）。また、対象コミュニティの選定および CBDRM 活動の実施にあたっては、多くのコミュニティで CBDRM 活動の支援を行っている UNDP や赤十字等と十分に調整し、連携した活動を行うこと。

(22) 対象 4 省における防災教育の実施

対象 4 省において、既に実施されている（された）の防災教育活動や教材の有無を調査する。また、省教育局の職員や教員に向けて、防災教育セミナーを実施する。実施に際しては、機構から派遣予定の短期専門家との連携を図ること。また、活動の再現性に留意しながら本案件の他の成果を生かした教材作成を行う。作成にあたっては、省教育局の職員のみならず、教員や DARD 職員の関与を積極的に促し、同教材を用いて、防災のための授業を実施する。防災教育セミナーの内容や留意点、想定される防災教材のコンセプトについては、プロポーザル内で提案すること。

<第 2 年次契約：2015 年 10 月上旬から 2016 年 7 月下旬まで>

<成果 1 に関する業務>

「中央レベル（MARD、DWR）で IFM の連携体制が強化される」

成果 1 に関する業務については、ハノイ市配置予定の長期専門家（総括/防災政策）主導の下、意見交換しつつ協力して実施する。

なお、前述のとおり、成果 1 に関する以下に記載の事項については、ハノイ市駐在予定の長期専門家に対する業務内容を記載しており、現時点で想定しているコンサルタントチームへの発注業務は、以下の(23)～(26)のうち、主に情報収集及び資料作成に係る業務を想定する。なお、関係機関との定期的な協議等については、長期専門家とも意見交換の上、必要な会議に出席する。

(23) プロジェクト成果のモニタリング及び課題と好事例の抽出

6.(8)に継続して、成果インベントリー・IFMP 推進マニュアル作成のために、定期的な情報共有の場を通じて、成果 2～5 の各活動のモニタリング、問題点・課題・好事例の抽出を行う。

(24) 成果インベントリー・IFMP 推進マニュアルの作成

6.(8)、(23)を通じて、各成果に関するインベントリー、IFMP 推進マニュアルを作成する。それぞれ、本プロジェクトの再現性（他の地方省への展開）とベトナムにおける IFMP を広めていく際の教本的な役割を期待するものであるため、C/P への指導の中で気づいた点や、ベトナム側が感じた難しさなどを纏めていくことで、今後の展開に資するものとなる。以上の考えに基づき、成果インベントリー・IFMP 推進マニュアルの作成方法・コンセプトについて、プロポーザル内で提案すること。

(25) 河川情報の活用に関する合同アクションプランの策定

6.(9)において、収集した情報を基に、河川情報の活用に関する関係機関合同アクションプランを策定する。6.(9)に記載のとおり、関係機関が納得した上で自発的にアクションプランを作成することが望ましいため、結論をせかしたり、無理に時間制限を設けたりすることは極力避けること。

(26) IFMに関する法制度整備のための実施計画の検討

6.(6)～(10)、6.(23)～(25)の成果を踏まえて、IFMに関する法制度整備のための実施計画について、C/Pと協議を行う。ここでの協議においては、ベトナムにおける治水対策としてIFMという理念がすべての治水対策に定着することを目的とし、そのための法制度整備を検討するものである点に留意する。

<成果2に関する業務>

「クアンビン省で、IFMP策定能力が強化される」

成果2に関する業務については、クアンビン省駐在予定の長期専門家主導の下、共同で行うこと。

(27) クアンビン省IFMPの実実施計画の策定

6.(11)～(13)のプロセスを経て、策定・承認されたIFMPを実施していくための実施計画の策定を行う。特に計画実施のための予算について重点的に考慮した計画策定を行う。フェーズ1でフエ省が策定した際にも予算計画に関する具体的な検討がなされておらず、計画の実行が遅れている点を鑑み、適宜フエ省とも情報を共有しながら実施すること。

<成果3に関する業務>

「ゲアン省・ハティン省でDARDの洪水リスク分析能力が強化される」

(28) 洪水ハザードマップ作成に基づく、洪水災害インパクト分析の実施

6.(14)、(15)の結果・ハザードマップに基づき、洪水リスクとその影響を分析する。なお、分析の結果については、6.(30)、(31)で用いられるようにスケジュールを考慮すること。

<成果4に関する業務>

「対象4省で構造物による洪水対策が強化される」

(29) フエ省におけるIFMP実施に向けた課題の整理

6.(20)に継続して、フェーズ1でフエ省において策定したIFMPの現状（計画のレビュー、計画の実施状況）を確認し、計画の実施促進に向けた課題の整理を行い、フ

エ省合意の下、予算・体制整備の計画策定を行う（活動 4-5）。

<成果 5 に関する業務>

「対象 4 省で非構造物による洪水対策が強化される」

(30) 対象 4 省におけるコミュニティ防災の実施

6.(21)に継続して、対象 4 省におけるコミュニティ防災活動を実施する。2 年次には、対象省において実施した洪水リスク分析 (6.(12)、(28)) の結果を用いて、科学的根拠に基づくコミュニティ防災を展開する。なお、活動できるコミュニティの数に限りがあるため、洪水リスク分析の結果を用いて活動した例やハザードマップ等について、関連機関（MARD の DMC、他ドナーや NGO 等のコミュニティ防災を実施している機関）に共有し、ベトナム国におけるコミュニティ防災の展開を見据えた活動を行う。

(31) 対象 4 省における防災教育の実施

6.(22)に継続して、対象 4 省における防災教育活動を実施する。2 年次には、対象省において実施した洪水リスク分析 (6.(12)、(28)) の結果を用いて、科学的根拠に基づく防災教育を展開する。なお、6.(23)で作成した防災教育教材の中にもその結果を含める。また、6.(30)のコミュニティ防災との連携も図り、該当コミュニティにおいて、CBDRM と共働して防災教育を実施する。また、6.(30)と同様に、活動できるコミュニティの数に限りがあるため、洪水リスク分析の結果を用いて活動した例や作成した防災教育教材等について、関連機関（MARD の DMC、教育訓練省、他ドナーや NGO 等の防災教育を実施している機関）に共有し、ベトナム国における防災教育の展開を見据えた活動を行う。

<全業務期間を通じて実施する業務>

(32) 成果モニタリングの実施

設定したプロジェクトデザインマトリックス(PDM)に沿って定期的に成果指標のモニタリングを行うものとする。プロジェクトの進捗状況によっては、C/P と協議の上、プロジェクト活動、PDM の変更を可とする。その際は前もって機構の了承を得るものとする。

(33) セミナーの開催

合同調整委員会(JCC)とは別に年 1 回、プロジェクトの成果や活動進捗の共有を技術的に行なうセミナーを開催する。開催時期および内容についてプロポーザルにて提案すること。開催にあたっては、C/P だけでなく、中央政府の関係機関やプロジェクト地域以外の地方政府の防災関係者、他ドナー等を広く対象とする。また、セミナーのプログラム作成に際してはベトナム側関係者と十分に協議を行うものとする。

(34) 研修員受入にかかる業務

ベトナム側関係機関の能力開発支援の一環として本案件活動に参加する人員に対する本邦研修を実施する。研修の目的は、日本の洪水防災について研修員が理解を深め、プロジェクト活動の円滑な実施促進に寄与することである。研修内容は、1)洪水防災に関連する法令・政策、国と自治体とコミュニティ・市民の役割分担等に関する講義、2) 国土交通省による河川観測業務に関する講義・施設見学、3)自治体の地域防災計画の策定・実施の実情に関する講義、4) 河川の地方整備局の流域管理の現場見学などが想定されるが、本案件において必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期および可能であれば想定される受入先（現時点での内諾取り付けは不要）について、プロポーザルにて提案すること。研修計画の企画実施に際しては、習得した技術や知識が本案件で活用されるよう留意する。また、研修計画の立案にあたっては、機構に事前に相談し、承認を得るものとする。なお、研修2回目以降においては、前年度の教訓を翌年度に生かせるよう、各回の研修が終了するごとに教訓を纏め、機構に提出すること。

当該業務にかかる経費に関しては、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」を適宜参照の上、積算を行うこと。

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>)

- ・ 本邦研修内容の策定：研修の目的、意義、具体的な達成目標など
- ・ 本邦研修受入先の選定、内諾の取り付けならびに日程調整
- ・ 案件調査票の作成および要請書（アプリケーションフォーム）の取り付け支援
- ・ 候補者の人選支援
- ・ 帰国研修員および研修成果の本業務への活用促進

参考までに、現時点で想定している本邦研修の概要は以下のとおりであるが、必要に応じて変更の可能性もある。

<概要>

実施回数：プロジェクト実施期間中に3回

受入人数：初年度11名、次年度以降6名

実施時期：第1年次から第2年次までの間で3回、実施期間：2週間程度

(35) 機材調達

①プロジェクトの実施に必要と判断される携行機材

プロジェクトの実施に必要と判断される携行機材に関しては、プロポーザルに①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由、⑧用途等、⑨その他を記載し、別見積もりを提出すること。最終的に調達が必要と判断される機材については、インセプションレポートもしくは事業進捗

報告書に上記①～⑨を記載し、機構の指示に基づき受注者が調達するものとする。なお、日常業務に使用するパーソナルコンピュータ等については、原則として契約に含めることはできない。

②機構が本邦・現地調達をする機材

プロジェクト実施中に機材供与の必要性が生じた場合は、仕様の特定等の調達業務に協力することとする。

(36) 次年度計画の提案

毎年度、下記事項を網羅した次年度計画の提案を機構に対して行う。

- ・ 業務従事者派遣にかかる業務
専門分野ごとに、派遣時期、期間等を提案する。
- ・ 研修員受入にかかる業務
研修内容、時期、期間、人数、受入予定機関等を提案する。
- ・ 再委託に関する業務
作業の目的、作業計画、作業内容と作業量を提案する。
- ・ 機材供与にかかる業務
機材の種類、数量、購入時期、購入方法について提案する。

(37) 中間レビューへの協力

2014年12月頃に2週間程度予定されるプロジェクト全体の中間評価調査の基礎資料として、実施した活動の成果および目標達成度、業務実績等について、具体的データを用いて整理する。なお、中間レビューはPCM手法を用いて機構が行う調査であり、コンサルタントは日本国内およびベトナム国内において同調査の実施に協力する。

(38) 終了時評価への協力

2016年1月頃に3週間程度予定されるプロジェクト全体の終了時評価調査の基礎資料として、実施した活動の成果および目標達成度、業務実績等について、具体的データを用いて整理する。なお、終了時評価はPCM手法を用いて機構が行う調査であり、コンサルタントは日本国内およびベトナムにおいて同評価調査の実施に協力する。

(39) プロジェクトの概要資料の改訂

6.(3)で作成した、JICA ブリーフノートを年次毎及び終了時に更新する。

7. 成果品など

(1) 報告書

本業務において各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本業務における成果品は、事業完了報告書とする。

なお、各報告書のC/Pへの説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

成果品	提出時期	提出部数
業務計画書	契約締結後 10日以内	和文5部
インセプションレポート (IC/R)	2013年9月上旬	和文5部、英文10部、越文10部
第1次事業進捗報告書	2014年7月下旬	和文5部、英文10部、越文10部、 CD-R
第2次事業進捗報告書	2015年7月下旬	和文5部、英文10部、越文10部、 CD-R
事業完了報告書	2016年7月下旬	和文5部、英文10部、越文10部、 CD-R

プロジェクト事業完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、機構とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 事業進捗報告書/事業完了報告書

- ① 業務実施報告書の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクトの目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成向けての提言
- ⑥ 次期活動計画（プロジェクト進捗進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でもかまわない。）

イ) PDM（最新版、変遷経緯）

ロ) 業務フローチャート

ハ) 詳細活動計画

ニ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）

ホ) 研修員受入れ実績

ヘ) 供与機材・携行機材実績（引渡リストを含む）

ト) 合同調整委員会議事録等

チ) その他活動実績

(3) 技術協力成果品等

本業務の成果として作成される以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ① 成果インベントリー
- ② IFMP 推進マニュアル
- ③ クアンビン省における貯水池操作マニュアル
- ④ 堤防点検マニュアル
- ⑤ 防災教育教材

(4) その他の提出物

① 議事録等

各報告書にかかるベトナムとの協議概要を協議議事録 (M/M) に取りまとめ、機構に速やかに提出する。また、機構が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録 (案) (機構が指定する様式により A4 版 3~4 枚程度) に取りまとめ、会議開催後 3 日以内に機構に提出する。

② C/P への提出文書

ベトナムに文書を提出する場合には、その写しを速やかに機構に提出する。

③ 業務報告書

月例のプロジェクト全体の進捗状況を A4 版 2~3 枚程度に取りまとめ、翌月 10 日までに機構に提出する。

④ 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による情報収集資料リストを付した上で、機構に提出する。

⑤ その他

上記提出物のほか、機構が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

第3 プロジェクト実施上の条件

1. プロジェクトの工程

本業務は2013年8月上旬に開始し、2016年7月下旬までの約36ヶ月後の終了を目途とする。また、各報告書作成の目処は次の工程によるものとする。

作業期間	2013年度				2014年度				2015年度				2016年度														
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
年次	第1年次												第2年次														
国内作業	■																										
現地作業		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
報告書	▲													▲													
	インセプションレポート				事業進捗報告書1				事業進捗報告書2				事業完了報告書														

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1)業務量の目途

約 75.5 MM

(2)要員構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

総括/統合洪水管理：2号

プロジェクトの成果全体を担当し、コンサルタントチームを総括する。ハノイ市・クアンビン省に配置される長期専門家と連携して、IFMP策定を担うと共にベトナムにおけるIFMの意識醸成を図る。

水文/気象・洪水氾濫解析①（クアンビン省・ゲアン省）：3号

主に成果2、3の活動において、クアンビン省・ゲアン省における水文/気象・洪水氾濫解析を実施する。

水文/気象・洪水氾濫解析②（ハティン省）

主に成果2、3の活動において、ハティン省における水文/気象・洪水氾濫解析を実施する（ゲアン省とハティン省で同時期に氾濫解析を実施することを想定しているため、同じTORの専門家の投入を計画している）。

河川構造物対策

主に成果4における構造物対策全般の活動について監理を行う。特に河岸侵食対策においては、現地再委託を想定するが、発注・施行等についてもモニタリングを行うこと。一部の活動については、短期専門家の派遣も予定していることから、同専門家と連携しつつ、プロジェクトを実施する。

ダム操作管理

主に成果4のクアンビン省における貯水池操作マニュアルの策定を、クアンビン省に配置する専門家と共同で行う。また、フエ省においても、貯水池操作マニュアルが求められていることから、同専門家と協力してIFMPの実効性のある活動の一つとして、ダムの操作管理の技術指導を行う。

GIS/土地利用計画

成果2、3において、水文/洪水氾濫解析の結果を用いて、GISを使用しながら土地利用計画に留意したハザードリスクマップの作成・指導、インパクト分析を行う。また、クアンビン省におけるIFMP策定時の土地利用計画も主に担当する。

コミュニティ防災/防災教育：3号

主に成果5に係る活動を指導する。防災教育に関しては、短期専門家派遣を検討しているため、同専門家と連携しつつ、指導を行う。

プロジェクト管理補助

プロジェクト業務全体の技術的な補助を行う。また、国内においては研修実施の際の運営管理、契約手続き等の事務、同行等についても担当する。

3. 相手国側の便宜供与

2013年4月23日に署名・交換済みの討議議事録（R/D）に基づく。

4. 配布資料

- (1) 本案件要請書
- (2) 2013年4月23日に署名・交換済みの討議議事録（R/D）（PDM案を含む）
- (3) 詳細計画策定調査報告書（案）
- (4) フェーズ1関連資料（事業完了報告書・各成果品）

5. 輸出管理

本業務において調達する供与機材及び携行機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、発注者に対して所定の様式により報告するものとする。また、本業務により調達した機材を含め、受注者が当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO/NPO等に再委託して実施することを認める。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライ

ン(2012年4月版)」により選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関し、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現地再委託に係る経費は本プロポーザルの本体見積りに含めることとする。

- ① 「6.(5)」におけるベースライン調査
- ② 「6.(30)」における河岸侵食対策工事

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上